

岩手県告示第159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子第一地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
北上市新平1地割	305番1	田	田	1,008	55
北上市新平2地割	56番	〃	〃	1,031	230
北上市新平3地割	61番2	〃	〃	573	471
北上市新平4地割	10番1	〃	〃	525	504
〃	43番1	〃	〃	793	129